

番号	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答	回答日
1	構成企業の変更	募集要項	12		第4の3 (1) エ 応募グループの構成企業の変更	「応募グループの場合、構成企業の変更は、参加申請書類の提出以降は原則として認めません。ただし、やむを得ず構成企業を変更又は追加する場合には、別紙4提案様式集に示す申請様式を市に提出し、承諾を得るものとします。」と記載があるが、参加申請書類の提出とは「13頁：第4 提案にあたっての条件等 3公募実施に関する事項等 (2) 応募手続き エ 応募登録」に規定されている応募登録という理解でよいか。	お見込みのとおりです。応募登録後、構成企業を変更する場合は、様式15「構成員変更承諾願」により届出をお願いします。	240521
2	構成企業の変更	募集要項	12	22	第4の3 (1) エ 応募グループ構成企業の変更	「応募グループの場合、構成企業の変更は、参加申請書類の提出以降は原則として認めません。ただし、やむを得ず構成企業を変更又は追加する場合には、別紙4提案様式集に示す申請様式を市に提出し、承諾を得るものとします。」と記載があるが、応募登録から協定書（基本協定書・実施協定書）締結までの期間において、承諾が得られない場合とはどのような場合か。変更・追加する構成企業が資格要件を満たしていれば承諾が得られるという理解でよいか。	代表企業の変更や新たに追加となる構成企業が資格要件を満たしていない場合、変更したことによりグループとして資格要件を満たさなくなる場合が想定されます。	240521
3	構成企業の変更	募集要項	12		第4の3 (1) エ 応募グループ構成企業の変更	「応募グループの場合、構成企業の変更は、参加申請書類の提出以降は原則として認めません。ただし、やむを得ず構成企業を変更又は追加する場合には、別紙4提案様式集に示す申請様式を市に提出し、承諾を得るものとします。」と記載があるが、申請様式の提出は、応募登録後、書類提出後、事業者選定後、基本協定締結後、実施協定書締結後をはじめとしていつの段階まで必要となる所作か。	書類提出後から事業者選定前までを想定しています。基本協定締結後については、同協定に基づき協議となります。	240521
4	年間使用料の提案額	別紙3様式集	4		様式14-1 価格提案書	別紙4評価基準書に基づき、活性化施設の設置許可に基づく年間使用料の提案額（総額）については、評価対象外という理解でよいか。	評価の対象となります。	240521
5	実施協定書締結時期	募集要項	6			実施協定書の締結はいつ頃を予定しているか。（実施協定書（案）第3条では本協定締結日より事業期間が開始とされている。また、実施協定書（案）第2条第2項にて本協定締結日以降に公園施設設置・管理許可の申請を行う（募集要項6頁6事業スケジュール（予定）では令和7年4月～12月）と読み取れる一方で、募集要項6頁5事業期間・進め方（3）活性化施設の設置許可の期間によると、事業期間開始は供用開始時期（6事業スケジュール（予定）では令和9年2月）と記載されている。）	設計等に係る協議および管理運営計画の内容承認後、公園施設設置および管理許可申請前を想定しています。	240521
6	実施協定書事業者の定義	別紙5実施協定書（案）			前文および第3 7条	前文にて実施協定締結者が千葉市と事業者とされており、第3 7条第1項目にて事業者が複数の法人及びその他の団体等（以下、「法人等」という。）による連合体（以下、「連合体」という。）、と定められているが、基本協定書にて定める構成企業・担当企業の内、設計業務のみを担う担当企業、建設業務のみを担う担当企業、管理運営のみを担う担当企業については、出資者には該当せず、「事業者」には該当しないという理解でよいか。 上記内容の通り、「事業者」には該当しないという方向で協定書（基本協定書・実施協定書）の内容について協議にて変更可能という理解でよいか。	グループ（連合体）による事業実施の場合、構成企業として登録する法人及びその他団体等は、「事業者」に該当します。なお、実施協定書（案）は、事業者が提出した活性化施設整備計画等の内容及び事業者との協議により、締結当事者及び各条項の記載内容を修正する予定です。	240521
7	実施協定書構成員の定義	別紙5実施協定書（案）			第3 5条および第3 7条	第3 5条各号および第3 7条第1項目にて記載のある「構成員」の定義が読み取れないが、基本協定書に記載のある「構成企業」と同様という理解でよいか。	お見込みのとおりです。	240521
8	構成企業の離脱	別紙5実施協定書（案）			第4条	設計業務のみを担う担当企業、建設業務のみを担う担当企業は、事業実施の役割（設計・建設業務）を終えた時点で、離脱できることを前提に協定書（基本協定書・実施協定書）の協議を市と行うという理解でよいか。	事業実施に係る役割が一旦終了した場合であっても、事業期間中は、それらの業務に関する責任をグループとして果たしていく必要があります。離脱することを前提とした協定書の協議は想定しておりませんが、やむを得ない事情が発生した場合などに、市へ協議いただくことは可能です。	240521
9	既存インフラとの干渉	別紙1要求水準書	8	12	コ 既存インフラ	公表資料では判別できない既存インフラが提案書提出以降に発見された場合、既存施設の解体・改修、活性化施設の新築等に与える工事費・工期への影響等の扱いについては千葉市との協議事項という理解でよいか。	お見込みのとおりです。	240521
10	既存インフラとの干渉	別紙1要求水準書	8	12	コ 既存インフラ	「撤去にあたっては、既存の施設に影響が生じないように十分に調査するものとします」と記載があるが、現地調査が可能な時期はいつか教えてください。	基本協定締結後を想定していますが、現地調査の内容により、公園管理者（千葉県）の許可を要する場合があります。必要に応じ、ご相談ください。	240521
11	第2審査の開催日	別紙2評価基準書	2	1	(3) 第2審査	第2審査の開催日はいつか教えてください。	第2審査については現時点で日時は未定ですが、8月下旬以降を想定しています。	240521
12	第2審査での持込可能	別紙2評価基準書	2	1	(3) 第2審査	第2審査でのプレゼンテーション及びヒアリングには、提出した提案書以外に、投影データや模型の持込は可能か。	持込み可能です。ただし、提案書にない事項を模型等に反映することはできないほか、プレゼンテーションは所定の時間内に終える必要があるため留意してください。	240521
13	市への還元額について	募集要項	10	7	第4の1 (6) 市への還元	「年間総収入額の6%を下限とし」「市への還元額が30,000千円を上限とする」とのことだが、「6%を下限」とすることが必要という理解でよいか。（例えば、収入1,000,000千円の場合、還元額の上限30,000千円は収入額の3%となるが、問題ないという理解でよいか。）	お見込みのとおりです。	240521
14	価格提案の評価について	別紙2評価基準書	4	22	8 (3) ②イ活性化施設の運営による市への還元に関する評価	「イ 活性化施設の運営による市への還元に関する評価」における評価額の「計算方法」によると、その他応募者の評価点が10点を超える可能性が考えられてしまうがよいか。	以下のとおり、訂正します。 正) 評価点=10点 × (当該事業者の提案における市への還元 割合) / (応募者から提案された最も高い市への還元割合) 誤) 評価点=10点 × (応募者から提案された最も高い市への還元割合) / (当該事業者の提案における市への還元 割合)	240521

番号	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答	回答日
15	提案資料のサイズについて	別紙3 様式集	1		第1章様式一覧 2 (2) 全体計画に関する提案書	様式13の管理運営計画のサイズについては、A3判でよいのか。(様式一覧ではA4判、様式13の欄外にはA3判との記載あり。)	お見込みのとおりです。	240521
16	年間使用料の提案額	別紙3 様式集	4		様式14-1 価格提案書	別紙2 評価基準書に基づき、活性化施設の建設に要する費用については、評価対象外という理解でよいのか。	お見込みのとおりです。	240521
17	提出書類について	別紙3 様式集	3	4	第3章提案書等提出書類 2 提案時の提出書類	提案時の提出書類として、参加資格等(様式4-1から様式8)、全体計画(様式9-1～様式14)、その他(様式15～様式16)を一緒に提出するという理解でよいのか。その場合、様式15～様式16も全体計画に関する提案書としてA3ファイルに一括して綴じするという理解でよいのか。	その他の提出書類(様式15および16)は、必要に応じて提出してください。提出する場合、提案書に一括して綴じてください。	240521
18	用語について	別紙3 様式集	11		様式4-1、様式4-2、様式6	「公募設置等計画等」とはどの資料や計画を示しているかご教示ください。	全体計画に関する提案書および応募登録にあたり提出する計画、資料をさします。	240521
19	活性化施設に関する事項について	別紙3 様式集			様式12【記載内容】	活性化施設の「設置・管理の目的」、「種類、場所」について、具体的に参考とすべき基準・運用指針等はあるか。設置に関わる市・県側の基準があればご教示ください。	募集要項および要求水準を参考にしてください。また、設置にかかわる基準については提案の内容によることから、関連法令を遵守し提案いただいた上で、具体的な内容については事業者選定後に協議となります。	240521
20	附置義務駐車について	募集要項	17		第4の3 (8) 関連法令の遵守	今回の計画において、公園利用者が増える想定になりますが、利用者のための駐車場の整備の考え方についてご教示ください。	提案内容に応じ、現状を考慮した上で整備の要否については協議となります。利用者の増加や商品の搬出入等によって周辺地域において混雑等が生じ、地域の住民の生活の利便が損なわれることがないよう、施設の配置や種類について、十分に検討する必要があるが、すでに公園の駐車場は整備されていることや今回の事業は駅からの来街者を対象としていることも考慮する必要があります。なお、募集要項に掲げる関連法令以外に、施設整備に伴い該当する法令がある場合は遵守および準拠してください。	240521
21	敷地面積について	募集要項	3			施設整備にあたっての正確な敷地面積をご教示ください。	27,000㎡(100㎡以下切り上げ)です。	240521
22	開発行為の許可について	募集要項	9			開発行為の許可について、本計画が開発行為の適用除外で定める公益上必要な施設と、必須提案・任意提案で記載されている、都市公園法第2条2項第1号及び同法施行令第5条各号に規定されている施設は同様のものと考えてよいのか。	お見込みのとおりです。	240521
23	リスクに関して	別紙5 実施協定書(案)			別表 番号27	「地質障害、地中障害物により新たに必要となった費用の負担及び工期の延長」に関して、事前調査においても予測不可能なものについては、費用負担・工期延長に関して協議をさせていただくことは可能か。	協議可能です。	240521
24	リスクに関して	別紙5 実施協定書(案)			別表 番号19	不可抗力リスクについて、保険等または同等の措置を超えるものに関して、費用負担・工期延長に関して協議をさせていただくことは可能か。	協定に定めのない事項については、必要に応じて協議となります。なお、実施協定書(案)は、事業者が提出した活性化施設整備計画等の内容及び事業者との協議により、締結当事者及び各条項の記載内容等の修正を想定していることから、協定締結時に考慮するリスクについては必要に応じて発議してください。	240521
25	評価対象について	別紙2 評価基準書				評価基準の表と比較すると、様式9-2「公園計画概要書」は評価の対象外という理解でよろしいでしょうか。	評価の対象となります。	240521
26	既存樹や施設の移設について	募集要項	3	8	第2の2 (2) 事業範囲	事業範囲内の既存樹や施設の移設について、事業範囲外に動かすことは検討可能でしょうか？	公園の魅力向上や利用者の利便性向上などを目的とした移設のご提案は可能ですが、場所や規模等について協議となります。	240521
27	公園中通り側の歩道	募集要項	3	8	第2の2 (2) 事業範囲	公園に隣接する公園中通り側の歩道について、必要に応じて切り下げ等の拡張又は移設をすることは可能でしょうか？	公園の魅力向上や利用者の利便性向上などを目的とした移設のご提案は可能ですが、具体的な場所や構造等について道路管理者との協議となります。	240521
28	スケジュールについて (設計等に係る協議)	募集要項	6	5	第2の6 事業スケジュール(予定)	設計等に係る協議が予定より延びた場合、その後のスケジュールについて事業者と貴市で協議し調整できるという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。	240521
29	スケジュールについて (工事期間)	募集要項	6	5	第2の6 事業スケジュール(予定)	本事業を工期1年で完成させることはかなり厳しいと考えます。元から厳しいスケジュールが設定されている中で、延長した場合は事業者責任となる点に疑問を感じます。工事期間については事業者と貴市で協議の場を設けていただきたくご検討をお願いいたします。また、管理運営開始日を令和9年2月と設定された理由がありましたらご教示ください。	工期については提案内容に応じて協議し設定します。募集要項に記載するスケジュールについては目安です。	240521
30	市への還元	募集要項	10	5	第4の1(6)市への還元	貴市への還元について、「年間の総収入額の6%を下限とする」とありますが、支出は見ないということでしょうか？上記条件では継続性のある事業実施が難しいと考えます。	収支に関わらず、「年間の総収入額の6%を下限」とします。	240521
31	市への還元	募集要項	10	5	第4の1(6)市への還元	貴市への還元について、許可期間中において、「大幅な物価変動があった場合には上限額を調整する場合がある」と記載がありますが、必要な場合は事業者と貴市で協議をするという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。	240521
32	整備に要する費用	募集要項	10	14	第4の1(7)整備に要する費用	任意提案施設については、収益性の有無に関わらず、貴市建設負担金の対象外という認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。	240521

番号	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答	回答日
33	提案書提出日	募集要項	12	26	第4_3_(2)応募手続き	応募登録の締切りは令和6年7月29日17時までですが、「参加資格等に関する提出書類」、「全体計画に関する提案書」についても上記日時が締切りという理解でよろしいでしょうか？また、提出方法についても応募登録と同様（受付場所へ持参又は郵送）でしょうか？	お見込みのとおりです。参加資格等に関する提出書類は、提出期間及び提出方法、受付場所について、応募登録と同様の理解で差し支えありません。	240521
34	印刷方法（片面印刷、両面印刷）	別紙3様式集	1		第1 様式一覧	2枚以上ある様式について、印刷は両面印刷でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。	240521
35	参加資格等に関する提出書類の様式	別紙3様式集	3	6	第3_2_(1)参加資格等に関する提出書類【1部】	参加資格等に関する提出書類について、「様式5-1から様式8まで」と記載がありますが、「様式4から様式8」という認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。（別紙3の記載について修正）	240521
36	周辺住民等への説明会	別紙4基本協定書（案）	2	9	第2条第3項	設計、工事内容に関する市民説明会は、どのタイミングでの実施を想定されていますか？	基本協定締結後、できるだけ早い段階を想定しておりますが、協議して決めたいと考えております。	240521
37	多目的スペース	募集要項	7		2 活性化施設のイメージとデザインに関する基本的な事項	多目的スペースの収容人数は特に指定がないという理解で良いか？	収容人数は定めていませんが、公園の緑豊かな環境を活かし、様々な活用が可能な空間として、暮まで働く方をはじめ、幕張新都心で暮らす方や訪れる方の多様な活動と呼び込むとともに、新たな交流が創出されるような多目的スペースの整備を期待しています。	240521
38	共同企業体	募集要項	11		3 公募実施に関する事項等（1）公募への参加資格	共同企業体を定める場合も1社を代表企業と定める必要があるという理解で良いか？また、その場合、構成企業の出資割合までを提示する必要はないという理解で良いか？	お見込みのとおりです。	240521
39	締結時期	別紙5実施協定書（案）				実施協定書の締結時期はいつ頃を予定しているか。具体時期および各種手続との前後関係を教示いただきたい。	質問No.5への回答をご参照ください。	240521
40	締結対象者	別紙5実施協定書（案）				代表企業ではなく、かつ、運営事業に参画しない企業（設計業務担当企業や建設業務担当企業など）は、事業者や構成員に該当しないため実施協定書の締結対象者に含まれないという理解で良いか？	質問No.6への回答をご参照ください。グループとして応募する場合は、構成員に該当し、協定締結対象者に含まれます。	240521
41	構成員の脱退	別紙5実施協定書（案）			第3_7条	第3_7条第6項「構成員は、本事業の実施について連帯してその責を負うものとする。」、および、第3_7条第7項「代表者及び構成員が脱退もしくは追加する場合、代表者は事前に書面により本市に申請し、本市の承諾を得なければならない。」について。代表企業ではなく、かつ、運営事業に参画しない企業（設計業務担当企業や建設業務担当企業など）が実施協定書の締結対象者に含まれる場合において、設計業務担当企業や建設業務担当企業などは事業期間途中で役割を終えるため、事業期間全体を対象として第3_7条第6項に記載のある事業実施の連帯責務を負うことは困難である。よって、設計業務担当企業や建設業務担当企業などは担当業務が完了した段階で脱退することが可能という理解で良いか。また、脱退の申請に際して貴市の承諾が当然に得られるという理解で良いか。併せて、実施協定書（案）は上記内容を反映する文言へ修正可能という理解で良いか。	事業実施に係る役割が一旦終了した場合であっても、事業期間中は、それらの業務に関する責任をグループとして果たしていく必要があります。離脱することを前提とした協定書の協議は想定しておりませんが、やむを得ない事情が発生した場合などに、市へ協議いただくことは可能です。なお、脱退（離脱）により承認された事業計画等に影響がある場合や事業推進にあたっての責任の所在が不明瞭となることのないよう留意していただきたいと考えております。（質問No.8への回答参照）	240521
42	構成企業の離脱	別紙4基本協定書（案）			第4条	第4条第1項「構成企業の一が本事業から離脱した場合であっても、乙は、この離脱にかかわらず本事業を継続して実施する責任を負うものとする。」について。運営事業に参画しない構成企業（設計業務担当企業や建設業務担当企業など）は事業期間途中で役割を終えるため、事業期間全体を対象として事業実施の責任を負うことは困難である。よって、設計業務担当企業や建設業務担当企業などは担当業務が完了した段階で脱退することが可能という理解で良いか。また、脱退の申請に際して貴市の承諾が必要となる場合は、当然に承諾が得られるという理解で良いか。併せて、基本協定書（案）は上記内容を反映する文言へ修正可能という理解で良いか。	質問No.41への回答をご参照ください。	240521
43	既設インフラの利用について	別紙1要求水準書	5	12	第3 活性化施設の要求水準 1設計・建設に関する要求水準 (2) 活性化施設の設置条件 イ インフラ（電気、ガス、上下水道等）	既設インフラの活用に関して、既設受変電設備の新設施設用の分岐取り出しを前提とした改造及び既設電気室内への分岐盤増設（スペースが無い場合は電気室に隣接して屋外での盤設置）は可能か。また、電気容量を増強したい場合の既設盤改造は可能か。これらに伴う電気室内の既存調査は可能か。	・新たな施設整備に伴い必要となる電力等の供給のための既設受変電設備の活用は可能です。分岐盤の増設については、公園管理者（千葉県）との協議になります。なお、新たな引き込みや低圧での契約を要する場合は、一般送配電事業者等との協議が必要となります。 また、電気容量の増強に伴う既設盤の改造は可能です。ただし、以下2点ご注意ください。 ①既存施設の電力供給については、維持管理運営事業者が契約しており、変量制です。現在の使用状況は500kW以下となっていますが、500kWを超える場合は配電線の増強等が必要になる場合がありますので、一般送配電事業者への協議が必要となります。 ②①と併せ、既存施設の電気料金等への影響が想定されるため、計画または管理運営にあたっては、広域避難場所としての役割を担う場所であり災害など非常時に利用する場合がありますことを考慮するとともに、維持管理運営事業者等との協議をお願いします。 詳細は基本協定締結後、関係機関（千葉県、千葉市、その他（電気事業者等））との協議となりますので、ご了承ください。 ・既存施設の事前調査については、公園管理者（千葉県）および維持管理運営事業者（千葉市）と必要に応じ協議してください。	240530

番号	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答	回答日
44	埋設配管について	別紙1 要求水準書	6	27	第3 活性化施設の要求水準 1設計・建設に関する要求水準 (3) その他の要求水準 ア 共通事項	各種車両などの通行を想定とあるが、想定する車両の重量や埋設配管の深さなど、配管、器具等の設置に伴う具体的な条件はあるか。また、各種既設埋設配管の埋設深さについての情報を共有頂きたい。(配管の支障盛替え計画に使用するため)	基本協定締結後、関係機関(千葉県、千葉市、その他(電気事業者等))との協議となります。参考とはなりますが、基礎資料に標準埋設断面図を追加します。	240530
45	既設インフラの利用について	別紙1 要求水準書	5	12	第3 活性化施設の要求水準 1設計・建設に関する要求水準 (2) 活性化施設の設置条件 イ インフラ(電気、ガス、上下水道等)	既設インフラの活用を検討するために、引込容量などの全体の使用可能量及び計画、現在の使用状況、余裕分について情報があれば共有頂きたい。	◆電気：設備容量275kVA/受電電圧6600V (内訳) 動力200kVA (現在不使用) /電灯75kVA (年ピーク時115a程度使用) ※電気設備に係る基礎資料として、直近の自家用電気工作物点検報告書を追加しますのでご参考ください。 ※質問No43Aの回答も併せてご考慮ください。電力使用量の増加に伴い、新設する施設で使用する電力と合計した電力により一般送配電事業者との協議が必要になる場合がありますので、ご配慮ください。 ◆上水：全体の最大使用可能量は、千葉県が公表する「給水装置工事施行基準」等にて、量水器使用適正範囲をご確認ください。当該エリアへの引込管の口径はφ40です(地下埋設図参照)。 また、既存施設の使用量は、令和5年度実績では約300m ³ /年、過去5か年平均では500m ³ /年程度です。過去5年分の使用量を基礎資料として追加しますのでご参考ください。現在使用している主な既存施設は、便所1か所、水飲み、散水栓、バーベキュー施設です(同系統にある噴水およびカナルは停止しており、給水を行っていません)。 ◆下水：既存施設の使用量は、令和5年度実績では644m ³ /年、過去5か年平均534m ³ /年程度です。基礎資料として、過去5か年分の使用量を追加しますのでご参考ください。 また、下水道管の位置等に関する基本的な情報は、千葉市下水道台帳システム (https://www.city.chiba.jp/kensetsu/gesuidoshisetsu/iji/daityou_manual.html) よりご確認ください。 既存インフラの活用を検討にあたっては、既存の公園施設への影響はもとより、当該公園は広域避難場所に指定されていることから、災害時の使用等を考慮した計画としてください。詳細は、基本協定締結後、関係機関(千葉県、千葉市、その他(電気事業者、千葉県企業局千葉水道事務所等))との協議となります。	240530
46	地盤面の高さについて	募集要項	18	21	第4の3 (9)情報公開	敷地内の排水ルートを確認するために公園内の各所地盤面を把握したく、資料があれば頂きたい。また基準点(「T.P.」「A.P.」など)が何かについても合わせてご指示頂きたい。	造成から30年以上経過しており、その後再整備等を行っておらず、東日本大震災後の測量等は実施していません。特に震災の影響が大きいと考えられるため、必要に応じて再度測測する必要があります。	240530
47	工事前給排水について	別紙1 要求水準書	8	12	コ 既存インフラ	新築工事施工時の仮設給水・排水については、既存のインフラ設備を利用してもよいのか。(給水は既存給水管を利用、排水(雨水・洗水等)は既存排水管に接続して排水を想定)	事業範囲以外の公園の維持管理運営に支障のない範囲で計画いただくこととし、具体的な使用可能な容量については提案内容を元に協議することを想定しています。	240530
48	地盤情報について	募集要項				計画地の地盤調査報告書をいただくことは可能か。	千葉県オープンデータサイトにて、事業範囲付近の地質柱状図を閲覧することが可能なため、必要に応じてご確認ください。 https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/opendata/opendata-boringcore-blank.html	240530
49	工事前仮囲いについて	募集要項				事業範囲の区画線の輪郭が多角形となっており、区画線に沿った仮囲いの設置が困難であることから、仮囲いが直線的に設置できるよう、一部事業範囲外にはみ出して仮囲いを設置させていただくことは可能か。	公園利用者はもとより、公園の維持管理運営に支障のない範囲で計画いただくこととし、必要に応じて可能と考えます。ただし、使用料については工事に要する範囲全体にかかる(仮囲いを行う範囲を含む)ことについてご了承ください。	240530
50	事業期間	募集要項	4	5	5 事業期間・進め方 (1) 事業期間	「事業期間は、基本協定にて定める期間(20年以内を想定)とします。」とあるが、事業評価次第では20年間以上の可能性もあるか？ 昨今の建築費の高騰により、20年以内に投資回収をして収益を上げることは難しくなっており、事業期間を最長30年間としていただけるとありがたい。例えば、神戸市須磨海浜公園ではPark-PFIと設置許可を組み合わせることで事業期間を30年間の設置許可としている例もある。	本事業は、公園管理者である千葉県より千葉市が都市公園法第5条に基づく設置許可を受け、実施するものです。事業期間については20年程度を想定していますが、本事業実施にあたっての許可および更新期間については公園管理者(千葉県)との協議が必要です。	240530
51	活性化施設の解体撤去	募集要項	5	5	5 事業期間・進め方(2)事業の進め方	今回新たに整備する広場等の公園施設(非収益施設)は解体撤去せずに、事業期間終了後に市又は県に譲渡することも協議可能か？	協議可能です。	240530
52	事業期間	募集要項	6	2	5 事業期間・進め方 (3)活性化施設の設置許可の期間	「事業期間(協定期間)」とは、供用開始から営業終了までのことを指し、新築工事および原状回復工事の期間は含まないという理解で良いか？	供用開始から営業終了までの期間を20年程度と想定しています。	240530
53	事業スケジュール	募集要項	6	6	6 事業スケジュール(予定)	設置許可等が令和7年4月～12月とありますが、これは設置許可手続きの期間であり、設置許可の開始時期としては着工時(令和8年1月予定)という理解で良いか？	お見込みのとおりです。	240530
54	寄付	募集要項	4		第2の4 役割分担	「施設所有者については原則施設整備の費用を負担する事業者ですが、公共性の高い施設については、事業者から本市へ施設を寄付することも可能」とあるが、市又は県に寄付した部分は原状回復義務の対象外という理解でよいのか。また、寄付した部分の水光熱費の負担やメーターの設置等は不要という理解でよいのか。	原状回復については、お見込みのとおりです。水光熱費についてはメーターの設置等を前提としておりませんが、事業計画において事業者の収益活動などへの使用が想定されるなどの場合は協議が必要です。	240610
55	事業期間	募集要項	6		第2の5 事業期間・進め方 (3)活性化施設の設置許可の期間	募集要項6頁2行目に「基本協定で定める事業期間」とあり、基本協定書(案)には事業期間に関する条文が無いように見受けられるが、今後追記するという理解でよいのか。	事業期間は実施協定締結時(質問No.5への回答をご参照ください)に記載する想定です。「実施協定に定める事業期間」と読み替えてご理解ください。	240610
56	事業スケジュールについて	募集要項	6	5	6 事業スケジュール(予定)	「工事着工」は新築工事着工日という理解でよろしいでしょうか。その場合、解体工事着工はいつから可能でしょうか。	事業内容や事業区域外の管理運営状況によるため、基本協定締結後、事業計画等を踏まえ協議してください。募集要項に記載の事業スケジュールは目安となりますので、ご承知おきください。	240610

番号	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答	回答日
57	必須提案について	募集要項	9	3	1 活性化施設の設置条件 (1) 設置を求める公園施設の種類と機能	「園路及び広場機能の導入、また、(中略)以下の機能の導入を必須とします。」との記載がありますが、設置を求める機能としては、①メインエントランスの改修、②飲食施設、③多目的スペースという認識でよろしいでしょうか？ その際、必須提案において、設置を求める公園施設の種類としては、「園路及び広場」「便益施設」「休養施設」という認識でよろしいでしょうか？	募集要項9ページ「第4の1(1)設置を求める公園施設の種類の種類と機能」に記載のとおりです。	240610
58	設置許可使用料	募集要項	10		第4の1(5) 設置許可使用料の提案	管理用倉庫(イベントのために整備するもの等)など「収益性」の無いものは、設置許可使用料の対象とならない理解でよいか。	収益性の有無については、提出いただいた事業計画等の具体的な内容を基に判断し決定させていただきます。考え方については、募集要項9～10ページ「第4(5) 設置許可使用料の提案」に記載のとおりです。	240610
59	設置許可使用料	募集要項			第4の1(5) 設置許可使用料の提案	収益性を目的とするのではなく、施設の維持管理等のための最低限の利用者負担として利用料を徴収する場合(一例として、公民館的用途など)は「収益性」の無いものに該当し、設置許可使用料の対象とならない理解でよいか。また、「収益性」の定義を教えてください。	収益性の有無については、提出いただいた事業計画等の具体的な内容を基に判断し決定させていただきます。考え方については、募集要項9～10ページ「第4(5) 設置許可使用料の提案」に記載のとおりです。	240610
60	年間総収入額について	募集要項	10	7	市への還元	飲食施設にお菓子工場を併設した場合、区画内店舗だけでなく、他の店舗への転送も視野に入れています。その場合の売上計上は区画内店舗のみ、または転送分も含む売上のどちらになりますか？	基本的に本事業の目的と合致するものである場合は、公園外で販売することが可能であり、売上に含むと考えられます。本事業実施の背景および目的に沿った施設整備をお願いします。詳細は提案内容を踏まえ、協議してください。	240610
61	還元額の基準について	募集要項	10	7	市への還元	経産省「工商業実態基本調査」によると、大企業を含めた飲食業界全体の売上営業利益率は「8.6%」です。日本政策金融公庫が2020年に発表した「小企業の経営指標調査」の飲食店・宿泊業版によれば、飲食業態の業態別利益率は、一般飲食店3.2%、食堂・レストラン3.0%、喫茶店2.7%となっています。また、カフェ業界大手の営業利益率は、スターバックス約10%、ドトールコーヒー約5%、サンマルクカフェ約3%となっています。区内にスターバックスの1店舗当たり売上は年間約1億2千万円です。これを踏まえると、総収入額の6%(下限)はかなりハードルの高い基準と考えられ、事業者の収支をかなり圧迫することが想定されます。また、千葉市民JUP場の指定管理者募集要項において、市への還元額は当初「利用料金収入の10%」となっていた指定管理者の収支を大きく悪化させていたため、現在は「収益の20%」に見直され指定管理者の収支は改善したと聞いています。そこでお伺いします。千葉市は、こうした実態を十分踏まえうえで6%の基準を設定したのでしょうか。この基準を設定した根拠をお示しください。	事業範囲は幕張海浜公園ブロック(約10.3ha)の一部であるため、同ブロックの維持管理運営費用の一部へ収益を一部還元してもらうことを想定し、他市の事例や民間事業者へのサウンディング調査の結果を踏まえ設定しています。	240610
62	使用料	募集要項	10		第4の1 活性化施設の設置条件 (6) 市への還元	イベントやキッチンカー等のように、広場等を常設ではなく一時的に使用することで得られた収益については、募集要項P.10(6)のとおり市へ還元すればよく、設置許可使用料や占用料等は不要という理解でよいか。	広場等を市または公園管理者(千葉県)へ所属し、かつ管理運営の実施主体を本市とした場合は、事業区域外の園地と同様に、事業区域外を維持管理運営する事業者に行方許可等の申請を行い、行為許可使用料等を支払い利用していただきます。一方で、事業者が施設を所有し、これを管理運営する場合は、お見込みのとおりです。詳細は、具体的な事業内容を踏まえ協議してください。何れの場合も、市への還元の対象となります。	240610
63	公共性の判断基準	募集要項	11	13	管理運営に関する事項	公共性の高い施設と認める場合は、当該施設の管理を市が担うことも可能とありますが、公共性の高い施設かどうかを判断する基準及び具体的な事例をお示しください。	(既存施設の撤去または改修を実施した場合の管理及び運営に関し)公共性の有無については、提出いただいた事業計画等の具体的な内容を基に判断させていただきますが、例として、誰もが無料で利用できる園路、広場等の公園施設であって、都市公園の利用者の利便の向上に寄与すると認められるものを想定しております。	240610
64	応募者の資格	募集要項	11		実績や登録に係る事項 活性化施設の設計業務	「応募企業または応募グループ」と業務委託契約を締結する協力企業が活性化施設の設計業務を行う場合、当該協力企業が募集要項に記載されている「技術士、登録ランドスケープアーキテクト(RLA)又はシビルコンサルティングマネージャー(RCM)の造園などの資格及び同等の経験と有していること」の要件を満たしていれば、「応募企業または応募グループ」として設計に関する参加資格を満たしている、とみなすことができるという理解でよいか。	みなすことはできません。	240610
65	指名停止措置について	募集要項	12	9	イ 応募の制限	募集要項の配布日から、協定締結の日までとありますが、この協定には「基本協定」と「実施協定」があります。どちらの協定を指すのでしょうか。また、指名停止措置の期間は、1か月以上何月までを想定しているのでしょうか。	基本協定締結の日を想定しております。指名停止措置期間の上限は特に定めていません。	240610
66	建築基準法上の敷地設定	別紙1 要求水準書	4	4	5法令遵守 (1) 建築基準法上の敷地設定	建築物が複数ある施設計画となる場合、事業区域内において、建築基準法上の敷地を施設計画と合わせて複数に分割することは可能でしょうか。	ご提案は可能と考えますが、関連法令を遵守した計画とし、事業内容に応じ関係機関(公園管理者、千葉市)と協議してください。	240610
67	建築基準法上の敷地設定	別紙1 要求水準書	4	4	5法令遵守 (1) 建築基準法上の敷地設定	「公園の敷地全体を不可分とすることができる」とありますが、建築基準法上の敷地設定において「敷地全体」とはどの範囲を示しているか、建築基準法上の敷地面積も含めて想定されているものがあればご教示ください。(例えば、Bブロック全体か、事業区域か)	Bブロック全体または事業区域を想定しておりますが、事業内容に応じ関係機関(公園管理者、千葉市)と協議してください。	240610
68	夜間営業時間について	別紙1 要求水準書	5	26	活性化施設の設置にあたって期待すること	飲食施設は、夕方から夜にかけてはとありますが、夜の営業終了時間に指定はありますか？	特に指定はありませんが、地域特性や利用状況を考慮するとともに、周辺にお住まいの方々や事業者等に配慮した計画とし、事業実施にあたり必要に応じて意見交換等を行うなど十分な調整をお願いします。	240610

番号	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答	回答日
69	環境への配慮について	別紙1 要求水準書	6	15	共通事項	SDGs、グリーンインフラ、CO2削減を推進する取組みについて、3つの項目についてすべて提案する必要がありますか。なお、2030アジェンダによれば「緊急に必要な大胆かつ変革的な手段を取る」とあり、SDGsの活動は、①2015年9月以降に開始したものであること、②2015年9月以降に始めた場合、その活動はSDGsがあったから生まれたものであること、両者の要件を満たす必要があります。現在、幕張海浜公園において、この要件を満たす活動があれば、ご教示ください。因みに、前記の要件を満たさない活動は「SDGsウォッシュ」と呼ばれます。	SDGs、グリーンインフラ、CO2削減を推進する取組みの総てを網羅する必要はありません。環境に配慮した取組の例示としての記載とご理解ください。	240610
70	対応業務	別紙1 要求水準書	6		第3の1 (3) その他要求水準	「当該公園は～緊急時難発着場及び広域避難場所に指定されているため、震災時利用にも配慮した施設としてください。」とあるが、事業者は有事の対応業務までは求められないという理解でよいのか。	少なくとも維持管理・運営を行う事業区域においては、利用者の安全確保のため本市と連携した対応をお願いします。事業区域外については、本市および公園管理者（千葉県）より、公園利用者の安全確保のため、ご協力をお願いする場合がありますのでご了承ください。	240610
71	多目的スペースについて	別紙1 要求水準書	7	26	(1) 活性化施設のイメージ (多目的スペース)	「多目的スペース」については、屋内・屋外限らず提案可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。募集要項および要求水準書等を踏まえ、ご提案ください。	240610
72	公園設備	別紙1 要求水準書	8	6	照明設備	エリア内の照明設備（既存含む）の維持管理と電気代の支払いは市と事業者どちらですか？また、水道設備も同様に教えてください。	既存施設の維持管理に掛かる費用の支払いは、幕張海浜公園（ABCブロック）の管理運営事業者となります。本事業により、新たに整備する施設に掛かる費用（維持管理費、水光熱費を想定）については、事業者を想定しております。	240610
73	管理運営の体制について	別紙1 要求水準書	8	20	第4 管理運営に関する要求水準	管理運営の体制については、特に指定されていることもなく提案事項と理解しております。より効率的に管理運営するための体制を、応募時の構成員に限り、長きに渡る期間内で可変させることは貴市との協議事項と理解してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。	240610
74	イベント開催	別紙1 要求水準書	9		第4の3 (2) 管理運営にあたって期待すること	「公園全体や公園周辺空間も活用するイベントの開催～を期待します。」とあるが、事業範囲内で収益が発生する事業者による自主イベントを実施可能か。	可能です。	240610
75	インフラ	別紙1 要求水準書	8		第3の1 (3) コ	公園内にある既存インフラについて、使用できるものは使用してもよいのか。	お見込みのとおりです。	240610
76	巡視	別紙1 要求水準書	11		第4の3 (5) 経営管理	「園内巡視を行い」とあるが、防犯カメラを設置し、異常を感知した場合に駆け付け対応する形でも問題ないか。	事業計画等に基づき、協議してください。資料1「要求水準書」に記載のとおり、施設の安全面、衛生面、機能面が確保されることが前提となります。管理運営にあたっては、公園利用者が安全・安心、プライバシーに配慮することとし、適切な対応をお願いします。	240610
77	テナント入替	別紙1 要求水準書	11		第4の3 (5) 経営管理	「次年度の事業計画書及び収支計画書」とあるが、収益施設のテナントが入れ替わる場合、事前の承認手続きは必要か。	必要となります。	240610
78	公園整備	別紙1 要求水準書				収益施設のための荷物スペース設置、ごみ収集などのための車両搬入は可能か。また、その場合に歩道の切り下げが必要であれば可能か。	搬入は可能と考えますが、利用者の安全確保のため、動線については別途協議が必要です。また、併せて歩道の切り下げについては、道路管理者および公園管理者（千葉県）と協議が必要です。	240610
79	年間使用料の提案額	別紙2 評価基準書（別表）				様式14-1に記載する活性化施設の設置許可に基づく年間使用料の提案額（総額）については、評価基準の別表「評価の内容」の中で、どの内容として、どのような方式で評価されるかご教示ください。	提案額そのものを評価するものではありません。他の提出内容も考慮しつつ総合的に評価する旨、ご理解ください。	240610
80	評価対象について	別紙2 評価基準書（別表）				様式9-2「公園計画概要書」については、評価基準の別表「評価の内容」の中で、どの内容として評価されるかご教示ください。	主に事業の実施方針、施設整備計画において評価します。ただし、他の提出内容も考慮しつつ総合的に評価する旨、ご理解ください。	240610
81	提出書類の枚数について	別紙3 様式集	1	20	第1章 様式一覧	(2) 全体計画に関する提案書のうち枚数指定されている様式がありますが、これは片面だけですか。両面に記載してもよろしいですか。	片面印刷としてください。	240610
82	協力企業	別紙3 様式集			様式10 実施体制	「提案書様式10実施体制」に記載のある「協力企業」とは、「応募企業または応募グループ」と業務委託契約や請負契約を締結する企業、という理解でよいのか。	契約形態（委託、請負、協定など）は問いませんが、お見込みのとおりです。	240610
83	協力企業	別紙3 様式集			様式10 実施体制	上記質問の理解でよい場合、「応募企業または応募グループ」から、設計業務を受託する設計会社や工事を請負う建設会社は、「協力企業」に該当する、という理解でよいのか。	「応募企業または応募グループ」に含め登録いただいても、「協力企業」と整理していただいても差し支えありません。	240610
84	様式について	別紙3 様式集	2	17	2 書式等	様式9-1から様式16について、質問です。添付様式に記載の四角枠は削除して使用してよろしいでしょうか？指定がある場合は、詳細にご指示願います。	それぞれの様式において記載を求める事項が含まれていれば問題ありませんが、様式11-2、様式14-1および14-2、様式15など、枠組みを消すことで必要事項の記載の確認が困難になるものは、様式のとおりとさせていただきます。	240610
85	見積内訳書について	別紙3 様式集	28	5	2 書式等	様式14-2の書式は、施設整備費について具体的な内訳が記載されておられません。提案各社の書式による、大内訳項目を分類して記載する形式でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、他様式と整合がとれるようご配慮ください。	240610
86	納税に係る申告書の代案	別紙3 様式集			様式2-1、様式2-2	様式2「応募登録申込書」の添付資料にて提出を求められている「納税に係る申告書（法人税申告書及び添付資料）」について。法人税申告が電子申請義務化となったため紙媒体での申告書がなく、また、納税に係る申告書は機密文書扱いです。そのため、代案として「納税額が表示された納税証明書」の提出でよいでしょうか。	最近3年間において、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明できる書類をご提出ください。	240610
87	役割分担等	別紙4 基本協定書（案）			役割分担等	「応募企業または応募グループ」が提案する実施体制に「協力企業」の記載がある場合、基本協定書（案）第3条の役割分担表については、代表企業・構成企業・協力企業の種別を明記する形式へ修正するという理解でよいのか。	基本協定（案）における役割分担とは、本事業の実施に際し、必要な業務を円滑に行うための役割を明確にすることを目的としています。代表企業および構成企業の記載を想定しており、協力企業名を必ずしも明記する必要はないと考えますが、詳細は基本協定にあたり協議とします。	240610

番号	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答	回答日
88	瑕疵担保	別紙5実施協定書(案)			第25条	第25条「事業者は、本協定の事業区域内で隠れた瑕疵を発見しても、本市に対し使用料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。」について。 事業区域内で隠れた瑕疵が見つかった場合、提案内容の前提条件が変わるため、提案内容の実現が困難となる可能性もあり得ます。また、実施協定締結時期は工事着手前と思われますが、隠れた瑕疵が見つかる可能性が最も高い時期は工事段階と想定されます。 よって、隠れた瑕疵が見つかった場合、使用料の減免及び損害賠償等については今後の協議事項とさせていただきますという理解でよいでしょうか。	隠れた瑕疵への対応については、実施協定書(案)の記載内容も含め別途協議となります。	240610
89	構成員の脱退	別紙5実施協定書(案)				質問回答番号8・41にて、「事業実施に係る役割が一旦終了した場合であっても、事業期間中は、それらの業務に関する責任をグループとして果たしていく必要があります。」と記載がありますが、設計業務および建設業務それぞれについて、「工事後」における業務に関する責任とはどのような内容でしょうか。	設計や建設の段階に起因すると想定される瑕疵により、施設に不具合が生じた場合等を想定しています。	240610
90	財産等	別紙5実施協定書(案)	3		第7条第3項	「事業者は、本事業に基づき事業者が設置又は整備した施設等を都市公園施設の管理許可により維持管理・運営する場合は、その所有権を都市公園法に基づく管理許可の申請までに本市又は公園管理者に寄付するものとし。」とあるが、活性化施設(収益施設)についての所有権は事業者に帰属し、質問回答51のように、協議の結果、市又は県に譲渡した非収益施設の所有権は市又は県に帰属するという理解でよいのか。	お見込みのとおりです。募集要項4ページ「第2の4 役割分担」をご参照ください。	240610
91	販促活動等					今回整備する広場等において、民間企業にネーミングライツを付与することは可能か。また、その他に、公園内や帯状エリアにおいて店舗や事務所等を構える民間企業の宣伝や販促活動は可能か。	千葉県都市公園条例等に基づく協議が必要です。広場等において施設の名称や愛称などを掲げる場合は、広く市民等に親しまれるものとしてください。また、特定の企業の宣伝や販促活動については想定しておりません。	240610
92	イベント開催					今回整備する広場等において、音楽イベント等、ある程度の音は出しても問題ないか。	地域特性や利用状況を考慮するとともに、周辺にお住まいの方々や事業者等に配慮し、実施に当たり事前説明や意見交換等を行うなど十分な調整が必要です。	240610
93	火気					バーベキュー等での火気の使用は、これまで通り可能という理解でよいのか。	現在の利用状況をご参考としていただくことについては差支えありませんが、詳細は事業計画等に基づく協議が必要です。	240610
94	耐荷重					事業範囲内に車両が出入りするために利用する事業範囲外の園路等に関しては、市又は県にて耐荷重対応するという理解でよいのか。	本事業の実施にあたって必要な既存施設の撤去又は改修は事業者の負担を想定しています。	240610
95	事業範囲	募集要項	3		第2の2 対象地 (2)事業範囲	「事業範囲は、下記の範囲とします。なお、下記に示す範囲のほか、対象地を含むBブロック内の活用に係る任意提案を可とします(対象地約3ha及び、隣接する広場を一部活用するなど)。ただし、原則、下記の範囲を十分に活用することを前提とし、事業の目的達成にあたり必要な場合や、提案内容に応じて事業の効果を高めるため効果的と認められる場合に限り、Bブロック外で今回の対象地約3haに隣接する範囲を含めての提案についても、上記ただし書きの通りであれば認められ、かつ、評価の対象となるという理解でよいのか。	Bブロック内での活用を想定しております。なお、実際の活用の可否については公園管理者(千葉県)との協議が必要です。評価については、主たる事業区域の提案と併せ総合的に評価します。	240612
96	事業期間	募集要項	6	2	第2の5 事業期間・進め方 (3)活性化施設の設置許可の期間	「設置許可の期間は、当初は10年程度ですが、基本協定で定める事業期間中には、設置許可の更新(5年程度)を想定しています。」とありますが、新築・解体の工事期間を例えば12年間、また、事業期間を20年間とした場合には、工事期間および事業期間を合わせると合計22年間となるため、当初および更新後の許可期間(22年間の内訳)については協議可能という理解でよいのか。	本事業は、公園管理者である千葉県より千葉市が都市公園法第5条に基づく設置許可を受け、実施するものです。事業期間については20年程度を想定していますが、本事業実施にあたっての許可および更新期間については公園管理者(千葉県)との協議が必要です。(質問No.50参照への回答参照)	240612
97	物販店舗	募集要項	9		第4の1 活性化施設の設置条件 (1)設置を求める公園施設の種類と機能 任意提案	募集要項における任意提案として、「都市公園法 第2条第2項第1号 及び同法施行令第5条 各項 に規定されている 園路広場、修養施設、休憩施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設、その他施設等」とあるが、物販店舗についてはこの内の便益施設の中の売店として設置可能という理解でよいのか。	公園施設の種別および設置可能な施設の内容については、詳細はご提案内容を踏まえ協議が必要です。なお、これまでの許可において、公園利用者の利便性向上に資する売店等物販を行う施設は、便益施設として認められています。	240612
98	事前許可	募集要項	5		第2の5 事業期間・進め方 (2)事業の進め方	「活性化施設の管理・運営について～市に提出します。」とあるが、広場部分を利用したイベントやキッチンカー等の誘致を企画する場合、その内容および企画運営については市の事前許可は不要という理解でよいのか。	実施するエリアが市(または県)に帰属する場合は許可が必要です。事業者が所有し、かつ維持管理運営を担う場合は許可は不要ですが、情報共有のため事前に管理運営計画等を提出してください。	240612
99	寄付	募集要項	4		第2の4 役割分担	「施設所有者については原則施設整備の費用を負担する事業者ですが、公共性の高い施設については、事業者から本市へ施設を寄付することも可能」とあるが、市又は県に寄付した場合の管理主体については、千葉市に移管されるという理解でよいのか。	詳細は公園管理者(千葉県)と本市との協議となります。	240612
100	設置許可	募集要項	14		第4の3 公募実施に関する事項等 (5)協定の締結等	「事業者は～県から設置許可を受け」とあるが、トレーラーハウス等の車両を広場等に設置する場合は、建築物ではないため、設置許可は不要か。また、設置許可要否の基準は、建築物か否かという理解でよいのか。	都市公園法に基づく許可基準については、公園管理者(千葉県)との協議となります。併せて、建築物か否かの判断については関係機関と協議してください。	240612
101	設置許可者	募集要項				本事業において整備する活性化施設について、設置許可者は、「千葉県」という理解でよろしいでしょうか。	本事業は、公園管理者である千葉県より千葉市が都市公園法第5条に基づく許可を受け、実施するものです。許可権者は千葉県となります。	240612
102	設置許可申請者	募集要項				本事業において整備する活性化施設について、設置許可申請者は、「千葉市」「事業者」「千葉市と事業者の連名」「千葉市と事業者がそれぞれ申請」など、どのような名義となるでしょうか。	本事業は、公園管理者である千葉県より千葉市が都市公園法第5条に基づく設置許可を受け、実施するものです。許可を受ける主体は千葉市となります。	240612
103	駐輪場の設置について	別紙1要求水準書	3	24	利用動線・アプローチ・施設配置計画	飲食店のそばに独自で駐輪場を設置することは可能ですか?	可能です。詳細は、公園管理者(千葉県)と協議が必要です。	240612

番号	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答	回答日
104	飲食施設について	別紙1 要求水準書	4	20	必須提案	飲食施設で景観演出のためキッチンカーで事業を行う場合は、設置許可ではなく、占有許可でもよろしいですか？	必須提案として求める飲食施設については設置許可を想定しており、別途、敷地内においてキッチンカーを出店する場合は公園管理者（千葉県）との協議となります。都市公園法に基づく許可については、公園管理者（千葉県）との協議となります。	240612
105	既存キュービクルについて	別紙1 要求水準書	5	12	インフラ（電気・ガス・上下水道等）	既存キュービクルを活用したいのですが、耐用年数は何年で現在何年目ですか？	キュービクル内部の機器類は、整備当初から使用しているもので、多くは1988年製ですが、コンデンサーなど一部必要に応じて更新しています。なお、自家用電気工作物にかかわる必要な法定点検等により、現時点で使用にあたり問題がない旨、確認しております。	240612
106	インフラについて	別紙1 要求水準書	5	12	インフラ（電気・ガス・上下水道等）	当公園の電気引き込み配線数と新たに引き込む事は可能ですか？	敷地外からの新たな引き込みについては電気事業者と別途協議となりますが、託送供給等約款に基づき、原則は1敷地に対し1引込とされています（同約款14および15参照）。	240612
107	インフラ新規引き込み協議について	別紙1 要求水準書	5		イ. インフラ（電気、ガス、上下水道等）	事業者が電力等の新規引き込みにおける関係機関（電気事業者等）と協議する場合において、千葉県・千葉市のご協力が得られるという認識でよろしいでしょうか？	敷地外からの新たな引き込みについては電気事業者と別途協議となりますが、託送供給等約款に基づき、原則は1敷地に対し1引込とされています（同約款14および15参照）。関係機関への協議にあたり、必要な資料提供等については別途ご相談ください。	240612
108	ガスの利用について	別紙1 要求水準書	5	16	インフラ（電気・ガス・上下水道等）	都市ガスを利用したい場合、駅に近い道路沿いからの引き込みは可能ですか？	事業範囲内は、既存の都市ガスの埋設管がありません。指定箇所からの引込みの可否については、ガス事業者および公園管理者（千葉県）等関係機関との協議が必要です。	240612
109	従業員の車通勤について	別紙1 要求水準書	8	27	共通事項	従業員が車で通勤する場合、駐車場の確保は可能ですか？	公園管理者（千葉県）との協議となります。	240612
110	事業スキームについて	別紙5 実施協定書（案）	3	10	第7条_2項 第7条_3項	本事業で整備する活性化施設について、当該施設の所有権を貴市に寄付することにより、貴市が都市公園法第5条に定める公園施設の設置管理者となり、千葉県へ同条の申請が可能となるという理解でよろしいでしょうか？	実施協定書（案）第7条2項では設置許可による維持管理・運営を行う場合、同条2項では管理許可による維持管理・運営を行う場合について記載しています。何れの場合であっても、都市公園法第5条に基づき、本市が公園管理者（千葉県）より設置許可または管理許可を受け実施します。財産等の帰属先（本市または公園管理者（千葉県））については、基本協定締結後、別途協議となります。	240612
111	活性化施設の所有権の有無による事業者側の権能の違い	別紙5 実施協定書（案）	3	10	第7条_2項 第7条_3項	当該施設の「財産権は事業者に帰属する」と記載がありますが、所有権を貴市に寄付することで事業者の当該施設に関する権能（権利を主張・行使し得る能力）に違いが生じますでしょうか？ 生じる場合、具体的にどのような権能が貴市に移りますか？	財産等を本市または公園管理者（千葉県）に寄附する場合、当該施設は公共施設となります。既存の都市公園施設と同様の維持管理・補修等の対象となりますが、事業者と市（または千葉県）との役割分担については、基本協定締結後、別途協議となります。	240612
112	活性化施設の財産権、所有権の有無による管理への影響	別紙5 実施協定書（案）	3	10	第7条_2項 第7条_3項	財産権、所有権ともに事業者が有する場合と、財産権を事業者が有し所有権を市が有する場合で、園地部分の維持管理運営に違いが生じますか？生じる場合、具体的にどのような内容か教えてください。	実施協定書（案）第7条2項に記載する財産権については、現時点では所有権を想定しております。そのため、財産権を有する者と所有権を有する者が別に存在することを想定しておりませんが、何れの場合も、園地の維持管理運営に特段の影響はないと考えております。事業内容に応じ、詳細は協定締結時に公園管理者（千葉県）を含め協議となります。なお、財産等を事業者が有する場合であっても、事業区域外と同水準の維持管理を求めたくご了承ください（要求水準書および実施協定案第3章参照）。	240612